

第2回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 令和2年9月23日（水曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午後 1時55分 散会

付託事件

水道事業会計及び下水道事業会計決算に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 認定第2号 令和元年度水戸市水道事業会計及び下水道事業会計決算認定について

2 出席委員（12名）

委員 長	木 本 信 太 郎 君	副 委 員 長	森 正 慶 君
委 員	萩 谷 慎 一 君	委 員	中 庭 次 男 君
委 員	綿 引 健 君	委 員	後 藤 通 子 君
委 員	黒 木 勇 君	委 員	大 津 亮 一 君
委 員	栗 原 文 隆 君	委 員	袴 塚 孝 雄 君
委 員	内 藤 丈 男 君	委 員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（2名）

議 長	安 藏 栄 君	議 員	田 口 米 藏 君
-----	---------	-----	-----------

5 説明のため出席した者の職、氏名

上下水道事業 管 理 者	荒 井 幸 君	上下水道局 水 道 部 長	伊 藤 俊 夫 君
水道部技監兼 給 水 課 長	梶 山 学 君	水道総務課長	梶 山 哲 君
経 理 課 長	栗 原 千 尋 君	料 金 課 長	倉 田 佳 則 君
水道整備課長	杉 山 健 一 君	浄 水 管 理 所 水 務 所 長	島 孝 夫 君
上下水道局 下 水 道 部 長	坪 貴 之 君	下水道部技監兼 下 水 道 整 備 課 長	松 葉 光 隆 君
下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君	下 水 道 施 設 管 理 事 務 所 長	渡 邊 基 弘 君

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富 岡 淳 君	書 記	大 内 し お り 君
書 記	堀 江 良 君		

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第2回公営企業会計決算特別委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表（2）のとおり、認定第2号であります。

審査の進め方について

○木本委員長 それでは、審査の進め方等についてお諮りします。委員会の審査日程は3日間となっておりますので、本日は、初めに執行部から委員の皆様から請求がありました資料について説明を受けた後、本日と明日の2日間で4名の委員からの通告に基づく質疑を行い、25日に総括的な御意見を伺った後、採決を行ってまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

決算審査に係る請求資料の説明

○木本委員長 それでは、初めに、委員の皆様からございました決算審査に係る請求資料について、執行部より順次説明を願います。

島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 それでは、水道事業会計から御説明申し上げます。

お手元の令和元年度水道事業会計決算請求資料を御覧ください。

1ページをお開き願います。

放射性物質を含む水質検査結果表につきましては、黒木委員、中庭委員の請求資料でございます。

水道水につきましては、平成23年3月20日から令和2年3月5日までの検査結果を記載したものでございます。

放射性ヨウ素につきましては、平成23年5月9日より不検出となっており、放射性セシウムにつきましても、平成23年4月14日より不検出となっております。

検査頻度につきましては、平成27年度からは毎月1回の検査を継続して行っております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○梶山水道部技監兼給水課長 続きまして、2ページ、3ページをお開きください。

黒木委員からの請求資料でございます。

令和元年台風19号による配水管破損原因、復旧、給水対応について御説明いたします。

令和元年10月に発生した台風19号の影響により、河川の越水に伴う市道飯富172号線の崩壊が10月13日に起こりました。これにより、国田地区へ供給しております口径300ミリメートルの配水管が損傷し、国田地区の一部地域において断水が発生いたしました。

これを受けて、水道部所有の給水車2台と災害協定を結んでいる第一環境所有の給水車1台、計3台にて断水の発生した10月13日より断水の解消に至る10月19日まで応急給水活動を行いました。国土交通省による内水の排水作業の完了を待ちまして、10月17日より仮配水管の布設作業を昼夜にわたり行い、10月19日の夕方に通水に至っております。その後、市道の復旧工事に併せて、耐震性のある配水管にて本復旧工事を行いました。現在、通常配水に至っております。

○栗原経理課長 次に、ページを返していただきまして、4ページの流動資産における未収金詳細についてにつきましては、黒木委員の請求資料でございます。

議案書⑧令和元年度水道事業会計決算書11ページに記載しております令和2年3月31日現在、令和元年度水戸市水道事業貸借対照表の資産の部の2番、流動資産、(2)未収金の内訳を記載しております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、5ページの未利用財産（土地・建物）の状況につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

令和元年度末、令和2年3月31日現在の状況でございます。水道部が保有する未利用財産、土地につきましては、全部で11件、総面積4万3,563平方メートルでございます。場所につきましては、ページを返していただきまして、次の6ページの位置図と番号が一致しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、7ページの令和元年度未利用財産売却の詳細についてにつきましては、同じく黒木委員の請求資料でございます。

7ページ、1番の水戸東部工業団地、2番の柳河水源地の未利用財産2か所につきましては、令和元年度一般競争入札により売却したところでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○杉山水道整備課長 続きまして、8ページをお開き願います。

配水管の耐震化の状況についてにつきましては、黒木委員、中庭委員の請求資料でございます。

上段の表は、基幹管路の耐震化状況といたしまして、平成30年度末と令和元年度末における基幹管路の耐震適合性のある管延長と基幹管路総延長、耐震適合率を記載したものでございます。基幹管路の耐震化状況につきましては、令和元年度末において基幹管路総延長14万6,590メートルのうち、耐震適合性のある管延長は6万7,162メートル、耐震適合率は45.8%でございます。

次に、下段の表、口径500ミリメートル以上の管路の耐震化状況についてにつきましては、平成30年度末と令和元年度末における耐震適合性のある管路延長と口径500ミリメートル以上管路総延長、耐震適合率を記載したものでございます。令和元年度末口径500ミリメートル以上管路総延長5万2,399メートルのうち、耐震適合性のある管路延長は4万4,459メートル、耐震適合率は84.8%でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○島浄水管理事務所長 続きまして、9ページから13ページまでの令和元年度施設管理等委託業務詳細につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

令和元年度水道事業において実施いたしました委託業務のうち、契約金額が50万円以上の業務について、

委託業務名、業務内容、契約方法、契約金額、請負業者名、契約期間を記載してございます。なお、複数年にわたる長期契約につきましてはその総額を括弧書きに記載しております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○**梶山水道部技監兼給水課長** 続きまして、14ページをお開きください。

中庭委員の請求資料でございます。

昨年度の鉛製給水管布設替え状況でございます。

鉛製給水管布設替え工事、他事業工事に併せた取替え工事、漏水修理工事等、解消工事を行ってまいりました。昨年度は、解消件数3,127件、延長にして9.3キロメートル解消いたしました。

○**杉山水道整備課長** 続きまして、15ページを御覧願います。

石綿管の布設替えの状況についてにつきましては、中庭委員の請求資料でございます。

平成30年度末と令和元年度末における水戸地区、内原地区の石綿管の撤去延長と残存延長を記載したものでございます。

令和元年度末における石綿管の撤去延長は、水戸地区619メートル、内原地区403メートル、合計1,022メートルでございます。また、令和元年度末残存延長につきましては、水戸地区2,139メートル、内原地区721メートル、合計2,860メートルでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○**梶山水道総務課長** ページを返していただきまして、資料の16ページにつきましては、中庭委員から請求のございました、給水拠点・給水基地・耐震型貯水槽の位置と容量に関する請求資料でございます。

資料には、耐震型貯水槽と配水池の位置のほか、資料右上の表には、施設名、有効容量、施設区分を記載してございます。給水拠点とは、市民の皆様へ飲料水をお配りする拠点のことで、市内8か所に設置されている耐震型貯水槽の設置場所と千波配水池を、給水基地とは、給水車などに飲料水を補給する市内7か所の配水池を位置づけております。それぞれの有効容量につきましては、資料の表の真ん中の欄に記載のとおりであり、給水拠点と給水基地を合わせました有効容量は6万5,400立方メートルでございます。

続きまして、17ページにつきましては、中庭委員から請求のございました災害時の応急給水体制に関する資料でございます。

資料は、災害時における市民協働による応急給水活動の流れを記載したものでございます。

市内34か所の市民センターに保管しております1立方メートルの折り畳み式給水タンクを地域の方々に設置をしていただきます。その後、先ほどの資料で御説明いたしました給水基地から水戸市管工事業協同組合組合員により車載給水タンクで飲料水を運搬し、市民センターに設置をしました給水タンクに注水を行います。注水後、地域の皆様と水道部OBとの協働によりまして給水活動を実施するものでございます。

ページを返していただきまして、資料18ページにつきましては、中庭委員から請求のございました令和元年度応急給水訓練の実施状況に関する請求資料でございます。

こちらは、各地区で行われる防災訓練などに併せ、市民センターに保管している応急給水用給水タンクの組立て、使用方法を地域の皆様に確認、体験していただくとともに、応急給水活動について理解をいただくために実施しているものでございます。令和元年度につきましては、赤塚地区をはじめとする7地区で実施

をしております。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

続きまして、資料19ページにつきましては、中庭委員から請求のございました供給単価・給水原価の推移に関する請求資料でございます。

平成28年度から令和元年度までの供給単価、給水原価などの推移となっております。また、給水原価につきましては、内訳といたしまして表中段以下にその構成を記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○島浄水管理事務所長 続きまして、20ページ、水戸市の施設能力及び実配水量につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

左から施設名、現況施設能力、総配水量、1日最大配水量、最下段に総合計を記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、21ページ、22ページの年度別茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

21ページは常澄地区、22ページは内原地区の受水状況について、それぞれ上段に平成10年度から令和元年度までの受水量及び受水費の内訳を、下段に令和元年度の月別の状況を記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、23ページ、年度別常澄浄水場配水量について、ページを返しまして24ページ、内原浄水場配水量についてにつきましては、中庭委員の請求資料でございます。

平成9年度から令和元年度までの開江からの送水量、県水受水量、その合計を記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○栗原経理課長 次に、25ページから26ページです。

令和元年度消費税及び地方消費税につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

初めに、1番の消費税及び地方消費税納付額の計算についてでございますが、課税期間中の課税売上げに係る消費税及び地方消費税から課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税を差し引いて計算しております。令和元年度の納付額は、記載の①から、ページを返していただきまして、26ページの④までの金額を算式より計算し、端数処理をしまして、納付額は1億117万1,200円となります。

次に、26ページの2番の令和元年10月の消費税率改定に伴う水道使用者の増額分についてでございますが、例といたしまして、口径20ミリメートルの一般家庭において、1か月に20立方メートル使用した場合の1か月当たりの増加額を記載してございます。お目通しをお願いいたします。

○倉田料金課長 続きまして、27ページの給水件数の内訳につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

令和元年度における給水件数は13万8,135件で、内訳は一般用でございます。一般用13万8,135件のうち、一般家庭の件数は13万97件。このうち基本水量内の件数は4万6,622件であり、給水件数全体の基本水量件数の割合は33.8%でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○栗原経理課長 次に、ページを返していただきまして28ページの過去5年間の当年度純利益・前年度繰越利益剰余金・当年度未処分利益剰余金の推移につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

平成27年度から令和元年度までの当年度純利益、前年度繰越利益剰余金、当年度未処分利益剰余金の推移となります。令和元年度の当年度純利益は、3億5,116万242円でございます。その金額が当年度未処分利益剰余金となります。令和元年度以外の各年度につきましては、記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

○倉田料金課長 続きまして、29ページの給水停止件数と停止基準については、中庭委員の請求資料でございます。

令和元年度の給水停止予告書数は1万6,229件で、給水停止執行件数は1,874件でございます。

給水停止の基準につきましては、水道料金を2期分滞納し、給水停止予告書において指定の納入期限を過ぎても納入がない場合に、水戸市水道事業給水条例32条に基づいて給水停止を行っております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○梶山水道総務課長 ページを返していただきまして、30ページの企業債について、令和元年度末利率別の未償還残高総額及び支払利息額につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

議案書⑧令和元年度水道事業会計決算書52ページ以降に記載しております各企業債につきまして、利率別に未償還残高などをまとめたものでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、31ページの職員に関する事項につきましては、中庭委員の請求資料でございます。

過去5年間の職員定数、年度末職員数、年齢構成、嘱託員・臨時職員数の推移でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○島浄水管理事務所長 続きまして、32ページ上段、汚泥の放射性物質の検査結果について、中段下、汚泥の再利用状況についてにつきましては、中庭委員の請求資料でございます。

上段の汚泥の放射性物質の検査結果につきましては、開江浄水場、楮川浄水場の浄水処理過程で発生した汚泥の放射性物質の検査結果を、下段に汚泥の再利用状況について記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、33ページ、原発事故災害補償金（特別利益）の事由についてにつきましては、中庭委員の請求資料でございます。

笠原水源水、湧水及び汚泥の放射性物質測定検査の費用について、原子力損害の賠償に関する法律に基づき請求してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○梶山水道部技監兼給水課長 最後に、34ページをお開きください。

中庭委員よりありました請求資料でございます。

漏水調査の執行状況でございます。

給水管漏水調査業務委託につきましては、市内を46か所に工区割りし、8年周期にて調査を行っております。また、緊急漏水調査では、目に見えない道路上での漏水を発見し、陥没等、二次災害を防ぐべく調査

しております。

次に、宅内漏水調査は、宅地内での漏水の不明箇所をお客様からの要請により調査しております。

緊急漏水調査・宅内漏水調査業務委託におきましては、1年間を通した単価契約にて執行しております。

以上、水道事業会計決算請求資料の説明を終わります。

○鬼澤下水道管理課長 続きます。令和元年度下水道事業会計決算請求資料について、御説明申し上げます。

お手元の下水道部提出の請求資料の1ページを御覧願います。

廃止となった施設の状況につきましては、黒木委員からの請求資料でございます。

現在は利用していない3つの浄化センターと2つのポンプ施設について、その所在地と土地及び建物の面積、施設使用状況として廃止と記載してございます。

ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。

下水道施設の状況及びストックマネジメント計画につきましては、黒木委員からの請求資料でございます。

まず、主な下水道施設として3つの浄化センター、9つのポンプ場、そして管路施設について、所在地や供用開始年等を記載してございます。

次に、ストックマネジメント計画についてとして、計画策定の経緯、そして計画の目的と効果について記載してございます。

次に、3ページを御覧願います。

ストックマネジメント計画策定スケジュールとして、長寿命化計画からストックマネジメント計画に至る事業のスケジュールを、その下にはストックマネジメント計画による事業効果として、耐用年数で改築する単純改築の場合とストックマネジメント計画で改築した場合の長期的な事業費の推移のイメージを記載してございます。

ページを返していただきまして、4ページを御覧願います。

特別損失詳細につきましては、黒木委員からの請求資料でございます。

収益的支出の下水道事業費における特別損失239万286円の内訳といたしまして、下水道使用料還付・賦課更生、固定資産売却損、そして6月賞与分引当金について記載してございます。

その下にございます水戸市浄化センターにおける消化ガス発電効果につきましては、黒木委員からの請求資料でございます。

消化ガス発電による発電電力量と削減額を記載してございます。令和元年度は174万5,219キロワットアワーの電力量を発電いたしました。

5ページを御覧願います。

下水道使用料の収納率等の状況（過去5年間の推移）につきましては、後藤委員、中庭委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和元年度につきましては、調定額の現年度分と過年度分の合計が約39億9,000万円、収入済額が約35億2,600万円で、収納率が88.4%、不納欠損額が約845万円で、収入未済額が約4億5,500万円でございます。

その下にございます下水道普及率・水洗化率・整備率の推移（過去5年分）につきましては、後藤委員、中庭委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和元年度につきましては、住民基本台帳人口に対する処理区域内人口の割合を示す普及率が79.2%、処理区域内人口に対する下水道接続済みである水洗化人口の割合を示す水洗化率が87.4%、認可区域面積に対する整備済みの面積を示す整備率が87.8%でございます。

ページを返していただきまして、6ページを御覧願います。

受益者負担金の収納及び不納欠損について過去5年間の推移につきましては、中庭委員からの請求資料でございます。

表の一部右側の令和元年度につきましては、調定額の現年度分と過年度分の合計が約1億2,800万円、収入済額が約1億1,600万円で、収納率が90.0%、不納欠損額が約97万円で、収入未済額が約1,200万円でございます。

また、その下の受益者負担金の滞納処分の状況につきましても、中庭委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和元年度につきましては、差押えが7件、交付要求が4件、滞納処分の執行停止が2件でございます。

7ページを御覧願います。

建設事業費の過去5年の推移につきましては、中庭委員からの請求資料でございます。

表の一番右、下から3行目に記載のとおり、令和元年度の建設事業費は約42億7,900万円で、うち現年度分が約34億600万円、繰越分が約8億7,400万円でございます。

その下にございます一般会計繰入金の過去5年間の推移につきましては、中庭委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和元年度につきましては、50億6,000万円を繰り入れております。

ページを返していただきまして、8ページを御覧願います。

水戸市浄化センターと那珂久慈浄化センターの処理能力と処理量の推移（5年分）、那珂久慈流域下水道に関する負担金の単価及び支出状況につきましては、中庭委員からの請求資料でございます。

処理能力につきましては、一番上の表に記載のとおりでございます。

2番目の表につきましては、1日当たりの処理水量を記載しており、表の一番右側の令和元年度につきましては、水戸市浄化センターが5万2,628立方メートル、那珂久慈浄化センターが2万3,703立方メートルでございます。

3段目の表は、那珂久慈流域下水道維持管理負担金の支出状況を表しており、表の一番右側の令和元年度につきましては、約5億2,500万円でございます。また、当該負担金の単価は、1立方メートル当たり税抜き56.7円でございます。

その下にございます、水戸市浄化センターにおける汚泥の放射能検査実績と処理状況につきましては、中庭委員からの請求資料でございます。

水戸市浄化センターから出る汚泥について、令和元年度は4回検査を行い、いずれも放射性セシウムは不検出でございました。なお、汚泥は那珂久慈浄化センターで焼却処分しております。

9ページを御覧願います。

企業債について利率別の未償還残高及び利息支払額につきましては、中庭委員からの請求資料でございます。

利率の高いものとしたしましては、表の下から2行目の利率5%以上のものが3件で、未償還残高が表の右から2番目のとおり約4億7,400万円、その上の行の利率4%以上5%未満のものが7件で、未償還残高が約15億3,900万円でございます。また、一番下の行のとおり、令和元年度の元金償還額は約56億7,800万円、利子の支払額は約14億300万円であり、令和元年度末の企業債残高は約768億4,200万円でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

請求資料の説明は以上でございます。

○**木本委員長** 以上で、請求資料の説明は終わりました。

通告に基づく質疑

○**木本委員長** それでは、これより認定第2号につきまして、通告に基づき質疑を行ってまいります。

通告に基づく質疑は、お手元に配付してあります、公営企業会計決算特別委員会発言通告一覧のとおり、通告順に、黒木委員、後藤委員、中庭委員、栗原委員の順に、委員ごとに行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、質疑時間につきましては、さきの委員会において、委員1人当たりの持ち時間を通告に基づく質疑と関連質疑を合わせて、おおむね1時間とすることで決定したところでございますので、よろしくをお願いいたします。

なお、関連質疑につきましては、各委員の通告に基づく質疑終了後に行いますので、御承知おきます。

また、委員の皆様には、円滑な委員会運営のために、重複する質疑は極力避けていただき、質疑が決算書等に基づくものであれば、その記載箇所をお示しいただきながら簡潔に質疑を行っていただくとともに、令和元年度の決算に関係のない要望等の議論につきましては避けていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、黒木委員から発言を願います。黒木委員。

○**黒木委員** まず、水道事業会計の通告の1番から質問させていただきます。

水質検査と公表についてということで資料を提出いただきました。決算書⑧の46ページにもこの件は載っております。

この頂いた資料を見ますと、2011年3月11日に発生した東日本大震災、それ以降のこの放射性セシウムと放射性ヨウ素に関しまして検査を令和元年度もしっかりやっていたという事が分かりました。これまで不検出が続いておりますけれども、ちょっと確認したいんですが、令和2年度の検査を実施している会社は外部の会社になるんですか。独自でやっていないというふうに思っているんですが、どのような会社に検査を依頼しているのか、まずお伺いいたします。

○**木本委員長** 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

水道水につきましては、県の衛生研究所、こちらのほうで検査をしております。

また、請求資料の下に記載してございます笠原水源、こちらにつきましては民間の検査機関のほうで検査を行っております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 こういう検査結果は市民の方にとりましては、日々利用する水戸市の水道水に関しまして、非常に今でも心配されている方も多くいらっしゃいます。この市民の方々に対する公表というのは、どのような形で行っているかお伺いいたします。

○木本委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これらの結果の公表につきましては、毎月最新のデータを本市のホームページに公表してございます。また、水道部で発行しております水都だより、こちらのほうに水質基準値と検査結果を掲載しまして各御家庭や事業所等に配布して、安心して御利用いただけるよう周知を図っているところでございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 通告の2点目になります。令和元年台風19号による配水管破損につきまして資料をいただいております。決算書⑧の31ページにも記載されておりますけれども、大変大きな水害となってしまいました飯富町と下国井町地内で、この資料をいただきました配水管が破損いたしまして、国田地域の一部で断水が発生してしまったわけですが、この配水管の破損の原因、なぜこの大きな太い管が破損してしまったのかという部分について、もう一度御説明いただければと思います。

○木本委員長 梶山技監兼給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

市道172号線の道路のすぐ脇に那珂川の堤防がございます。那珂川の増水によりその堤防を越水いたしまして、道路を越えて、道路から今度また地盤的には道路の先は低くなって、畑、田んぼになっておりますが、そちらに流れ込みまして、歩道、車道が崩れたと。水道管に関しましては、その歩道上に300ミリメートルの管を布設してございましたので、土砂と一緒に下に流れて破損したというような状況でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 この2ページの資料の2番の②、災害復旧に伴う仮配水管資材賃貸ということでも795万3,000円ということを示されているんですけども、ここについてちょっと説明いただければと思うんですが。工事に伴って管を借りて、とりあえず復旧させたと。そういう経緯など、ちょっとこの資料だけだとよく分からないので、その流れというんですか。これは、管を借りるのにこれだけの約800万円のお金がかかるという部分をちょっと御説明いただきたいと思います。

○木本委員長 梶山技監兼給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

道路が使えるようになったのが、10月17日からでございます。10月13日に増水により道路上にも

水がかかっておりましたが、水が少し引いたのを確認しまして、堤防上から配水管が崩落しているのを確認いたしました。延長的にどのくらいというのがつかめませんでしたので、レンタル会社、東日本でいいますと新潟県にある明和工業というところなんです、そちらに問い合わせて大至急レンタル管の賃借を求めました。レンタルということで当初1年間という契約でお借りしております、賃借料として795万3,000円ということで契約をさせていただいております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 給水車を3台出して給水していただいたということで、地元の方々にとっては、ここから生活水を給水しながら生活できたというふうに思うんですが、ビニール製の応急的な給水バッグというんですか、入れ物、容器がない方、また高齢者の方でなかなか手でペットボトルを持って運べないという握力の弱いの方々にとっては、そういうバッグの配布もあったかと思うんです。この配布に関してはどういう状況だったか御説明いただけますか。

○木本委員長 梶山技監兼給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 詳しく何枚という詳細につきましては、申し訳ありません、ただいま把握はしておりませんが、給水車には予備としてビニールの非常用の飲料水袋を積んでおります。入れ物がない方に関しましては、それに対応させていただくようにしております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 じゃ、3点目。流動資産における未収金についてお伺いいたします。

資料の4ページ、決算資料では決算書⑧の11ページにも記載されておりますけれども、未収金の合計額が約2億8,700万円と非常に大きな金額で目に留まりました。その中でも未収水道料金約2億1,800万円と、これが大きな部分になっておりますけれども、このちょっと詳細について御説明いただけますでしょうか。

○木本委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

未収金の詳細につきましては、請求資料の4ページの表により御説明させていただきます。

未収金につきましては、営業未収金、営業外未収金、その他の未収金の3項目に分かれております。

営業未収金につきましては、収益的収入のうち営業収益に係る未収金でございまして、内訳としましては、未収水道料金、未収給水工事収益、未収配水工事収益、その他営業未収金に分かれております。小計で2億5,379万2,443円になります。備考には内訳を記載してございます。

営業外未収金につきましては、収益的収入のうち営業外収益に係る未収金でございまして、金額は14万81円でございます。

その他未収金につきましては、資本的収入に係る未収金でございまして、金額は3,315万9,401円でございます。

これを合計いたしました金額が2億8,709万1,925円。これが令和元年度決算時における未収金となります。

未収金が発生する理由でございますが、公営企業会計におきましては、水道料金や加入金など利用者の

方々に請求したときに必ず未収金に一旦経理することになっております。また、公営企業会計では、一般会計などと異なりまして、出納整理期間というのが設定されておりませんので、年度内に請求した債権で、たとえ納期限内の債権があっても、3月31日の段階で収納されていないものに関しましては未収金ということで決算されます。なお、これらの未収金につきましては、未収水道料金を除きまして全額4月中に収入済みとなっております。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 ささっと行かれたので、ちょっと確認なんですけれども、年度内請求は未収金となるということで、令和元年度の3月末日までに請求を出したものがここに載ってきているということでよろしいんですか。その辺もうちょっと分かるように説明していただきたい。

○木本委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

例えば年度末に加入金とか検査手数料などを請求した場合に、請求した段階で未収金ということで一旦経理されるんですが、水道事業の納期限は一応10日間となっております。例えば3月25日頃に請求して4月3日に払われた場合であっても、3月31日現在では未収金ということになってしまいますので、経理上は未収金という形になります。ただ、いわゆる収入未済額とはちょっと違うような経理でございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 質問の4点目。未利用地売却による特別利益についてお伺いいたします。

決算書⑧の7ページにも記載されております。令和元年度売却済みということで資料をいただきました。水戸東部工業団地と柳河水源地进行売却ということでありましたけれども、そのほかにも11か所まで名称がありますけれども、この3か所を売却できたことは、非常によかったとは思っているんですが、どのような手法で売却できたのか、ちょっとお聞かせいただければ。

○木本委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

請求資料の5ページの一覧表でいいますと、6の1番の水戸東部工業団地の部分と、それから7の1番、柳河水源进行、この2か所が昨年売却できたところでございます。

6番の東部工業団地の用地につきましては、浄水場の跡地、それから井戸水の取水場跡地2か所ございましたが、前年度に井戸水の取水場跡地1か所が売却できたところでございます。令和元年度におきましては、旧管理棟や浄水場の跡地など構造物が残存している浄水場跡地2、200平方メートルございまして、この部分について、市の商工課を通じて企業等へ土地の情報の提供を行ったところ、購入希望者がいるというお話をうかがいましたので、建物つきの土地として一般競争入札を実施いたしました結果、1名の応募者がありまして売却できたところでございます。

7番の柳河第一水源进行につきましては、施設は十五、六年前に撤去済みでございまして、過去売却に向けて一般競争入札、あるいはインターネットオークションなど7回ほど実施しましたが、いずれも購入希

望者はおりませんでした。令和元年度に再度一般競争入札より売却を試みましたが、この土地の周辺で宅地を探しておりました一般の市民の方1名の応札者がありまして売却できたところでございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 市の商工課と連携を取って東部工業団地を売却できたということですので、また引き続きしっかり市内で連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

次の質問5点目です。配水管の耐震化の状況ということで、決算資料では決算書⑧の4ページに記載されておりますけれども、基幹管路の耐震化、この口径500ミリメートル以上につきまして、どのように進められているか、まず御説明いただけますか。

○木本委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

口径500ミリメートル以上の管路の更新につきましては、令和元年度につきましては1億5,780万6,000円の予算額の中、決算額が1億5,780万6,000円、執行率は100%となっております。耐震適合率に関しましては、アセットマネジメントの目標値84.8%に対しまして実施率84.8%となっております。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 御説明いただいた中で、アセットマネジメントという言葉が出てきました。このアセットマネジメントの中で基幹管路整備の目標値が示されておりますけれども、このアセットマネジメントの目標値をもう少し御説明いただけますか。

○木本委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

アセットマネジメントの目標値でございますが、令和4年度末100%という目標値を立てて、今現在、更新実施しております。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 しっかりと目標100%を目指して実施をお願いしたいと思います。

6点目になります。施設管理等委託業務につきまして50万円以上ということで資料をいただきました。

この中で契約方法を見ますと、指名、随契、プロポーザルもありますけれども、一般競争をしない理由とこのをちょっと御説明いただければと思います。

○木本委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

施設管理等の委託契約につきましては、指名入札と随契の2種によって行うということになってございます。工事につきましては一般競争入札がございますが、施設管理につきましては一般競争入札の契約方法がございませんので、このような形となっております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 頂いた資料で見ますと、ここに載っているのは全部施設管理だから、指名と随契で一般競争入札で行わない、何でそういう決まりになっているのか。

○木本委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 失礼しました。ちょっと説明が拙くて申し訳ございません。

施設管理の部分については、一般での入札の方法は行っておりません。したがって、随意契約と指名の2種によって行っているというような形になってございます。

○木本委員長 黒木委員は、それはなぜなんだって、その理由を聞いているんですね。

○梶山水道総務課長 大変失礼しました。

契約関係につきましては、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程というのがございまして、こちらのほうでそのような定めというふうになっておりますので、それに準じて行っているのです。このような形になってございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 そういう定めがあるのなら、しょうがありません。そういう定めが何でできたのかというのは、あまりやってもしょうがないので、定めは定めとして、これで水道のほうは終わりです。

続きまして、下水道に移らせていただきます。

下水道に関しまして、まず質問の1点目で、資料もいただいています、廃止となった施設の転用や解体、撤去等を含めた利活用につきまして、決算書⑩の42ページでも記載されておりますが、下水道施設において廃止となった施設にはどのようなものがあるか、また、その経緯につきまして、まず説明いただければと思います。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの黒木委員からの御質問にお答えいたします。

請求資料の1ページを御覧願います。

双葉台浄化センター、大塚・赤塚浄化センター及びけやき台浄化センターは、廃止となったフレックスプラン制度の処理施設であり、あとの2つはポンプ施設でございます。いずれの施設についても構造物などが残置されております。

フレックスプラン制度とは、早急な下水道整備が求められている地域において、下水道法に定める終末処理場とは別に中間的な処理施設を設置する整備方式でありまして、本市では双葉台処理分区、大塚・赤塚処理分区及びけやき台処理分区において採用しておりました。これらのフレックスプランの処理施設は、平成25年度末までに幹線が整備され、恒久的な処理施設と接続されたことにより全て廃止されています。また、ポンプ施設は幹線の整備により不要になったため廃止しています。

以上です。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 更地ではなくて、建物や地下の構造物がまだ残っていると、更地なら売却しやすいですけども、なかなか構造物があると売却は難しいと思うんですが、この利活用についてどのように検討されている

かお伺いたします。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

処理施設については、平成30年度に商工課へ企業誘致としまして、令和元年度には水戸の魅力発信課へ映画ロケ地の撮影地として届出を行いまして、利活用の可能性を探ってきたところであります。

以上です。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 手を挙げていただけないということになってしまうと、また構造物が倒壊したりする危険性もありますので、そういうところをしっかりと管理していただきながら、処理に向けて鋭意努力していただきたいと思いますというふうに思います。

続いてストックマネジメント計画について、決算書⑩の5ページにも記載されております。資料も頂きましたが、まずこのストックマネジメント計画につきまして、この作成の経緯、またどのような計画内容になっているか、まず御説明いただきたいと思います。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの黒木委員からの御質問にお答えいたします。

請求資料の2ページと3ページを御覧願います。

本市の下水道は、令和元年度末において処理場は3か所、ポンプ場9か所、管きょ総延長1,257キロメートルを有しています。標準耐用年数である50年を超える管きょは、昭和28年から昭和44年までに整備された管きょで、延長は66.6キロメートルでございます。また、最も古い処理場は水戸市浄化センターで、昭和49年に供用を開始されており、45年が経過しております。現在、老朽化した施設につきましては、平成25年度以降、長寿命化計画による改築、修繕を行ってきているところでございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 この資料を見させていただくと、3ページのところで黒いグラフが出ておまして、ストックマネジメント計画を使わなければ、この150億円を突破する山が35年とか90年後にやって来るというのが、平準化して20億円以内で収めていくということがいいんですね。こういう資料を頂きました、20億円で収めていこうと。

今現在の水戸市の下水道事業のこのストックマネジメント計画の進捗状況、また考え方について御説明いただけますか。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

国におきましては、老朽化施設の増大による改築事業に適切に対応し、事故発生や機能停止を未然に防止するため、現行の長寿命化対策のように施設ごとではなく、下水道施設全体の管理を最適化するストックマネジメント計画の導入が必要であるとの考えから、令和3年度より施設の改築に対する交付金は、ストックマネジメント計画に基づくものに限定されることになりました。

本市においても、より効果的な施設管理と国の財源を確保する観点から、令和元年度よりストックマネジ

メント計画の策定に着手し、施設の重要度や緊急度などに基づく長期的な実施方針を定め、本年度中には施設の改築・修繕計画となるストックマネジメント計画を策定いたします。ストックマネジメント計画の策定によりまして、長期的な施設の状態を予測しながら、点検、調査、改築、修繕を一体的に捉えて、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することができるようになります。

また、資料のストックマネジメント計画による事業効果のとおり、ライフサイクルコストの低減や事業費の抑制と平準化を図ることができ、これらによって将来にわたり持続可能な下水道施設の維持管理に努めてまいります。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 しっかりとストックマネジメント計画をつくりながら計画を推進していただきたいと思います。続きまして、特別損失につきまして質問させていただきます。

決算書⑩の2ページにも出ております。2ページ、3ページです。

決算額が239万円というふうになっておりますけれども、この特別損失という費用につきまして資料も出しておりますので、まずちょっと説明いただけますか。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの黒木委員からの特別損失についての御質問にお答えいたします。

特別損失とは、その発生が過去の年度に属すると考えられる費用や災害などに伴い必要となる費用について、損失として計上するものでございます。

請求資料の4ページを御覧願います。

特別損失の内訳について記載しております。

令和元年度決算の特別損失につきましては、請求資料の表の一番下の合計の欄にありますとおり239万286円を計上しており、主なものとしましては、下水道使用料等の還付・賦課更正によるものが約133万円、6月賞与分引当金が約104万円となっております。

下水道使用料還付及び賦課更正につきましては、漏水等が判明した場合に、過年度に調定した使用料について還付や賦課の更正を行ったものでございます。6月賞与分引当金につきましては、地方公営企業法の全部適用に伴いまして引当金の追加が必要となったものでございます。

説明は以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 この一番上の還付・賦課更正というところに関しましては、漏水があったときはお金をお返ししていくということですが、その下に6月賞与分引当金が103万7,000円出てきていますけれども、この部分をもう一度説明いただけますか。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの黒木委員の賞与分引当金についての御質問にお答えいたします。

6月賞与分引当金につきましては、地方公営企業法の全部適用に係るものでございまして、今回に限り発生するものでございますので、こちらにつきましては今年の決算でのみ表れるものとなります。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 今年の決算に表れるということは、部長の交代ということによろしいですか。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

下水道事業は、昨年4月、平成31年4月から地方公営企業法を全部適用いたしまして、それまでは部長の給与は、平成30年度までは一般会計のほうから支払っておりました。昨年度、平成31年4からは下水道事業会計のほうから部長の給与をお支払いするというので、6月の賞与分につきましては、それまでの12月、1月、2月、3月、4月、5月の分を6月の賞与分としてお支払いするのですけれども、前年度に係る12月から3月の分については、まだそのときは一般会計の状態でしたので、企業会計になってからの下水道事業会計のほうに計上されておりましたので、その分を引当分として特別損失のほうから損失を計上しているものでございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 これも令和元年度限りということで分かりました。

続きまして、水戸市浄化センターにおける消化ガス発電システムの稼働状況とその効果についてお伺いいたします。

資料でも4ページで、その発電電力量、削減額ということで令和元年度も順調にできているということが見て取れます。

まず、これまでの令和元年度の取組、事業に関しまして御説明いただければと思います。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの黒木委員からの御質問にお答えいたします。

請求資料4ページを御覧願います。

水戸市浄化センターにおける消化ガス発電装置の稼働による稼働後の過去5年間の発電量とそれによる電気料金の削減額の実績を記載しております。

水戸市浄化センターにおける消化ガス発電システムにつきましては、消化槽から発生する余剰消化ガスの有効利用と温室効果ガスの削減を目的としておりまして、平成26年4月に稼働し、発電した電気を処理場内で利用するとともに、発電設備から発生する熱で温水を造り、消化槽の代わりにも利用しております。稼働状況でございますが、令和元年度における1年間の発電量は174万5,219キロワットアワーで、水戸市浄化センターで使用した1年間の全電力量649万8,400キロワットアワーの26.9%に相当いたします。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 非常に効果が上がっているということが確認できますが、今ちらっと出てきました二酸化炭素削減という部分に関しては、どのような効果が出ているというふうに見ていらっしゃるのか答弁できましたらお願いしたいと思います。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの黒木委員からの御質問にお答えいたします。

二酸化炭素の削減量に関しましては、令和元年度は年間865トンとなりまして、温室効果ガスの削減にも寄与しているところでございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 引き続き安定した運転管理を行って、効果を維持していただきたいと思います。

以上で終わります。

○木本委員長 それでは、黒木委員の通告に関連する質疑があれば発言を願います。

福島委員。

○福島委員 水道の資料の7ページの令和元年度未利用財産売却の詳細についてで、この1番の水戸東部工業団地、元石川町ですね。2,200平米で帳簿価格が288万4,200円、令和元年に契約したとあります。水道の施設は評価替えをしないので、簿価というのは買ったとき値段であると思っております。そういう中で288万4,200円が1,861万6,000円で売却をしたということですが、2,200平米ですから大体700坪弱ですが、ここで現実に近傍類似の値段というのは算出したんですか。それとも、帳簿上の一般の近傍類似の土地で課税帳簿価額でやっているんですか。この簿価が288万4,200円で、いつ買った土地ですか。

○木本委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えします。

まず、この土地につきましては、茨城県の開発公社から無償で移管されたものでございます。なので、支出はございません。その当時の……

〔「これはいつ頃だったの」と呼ぶ者あり〕

○栗原経理課長 平成4年と聞いております。

今回の売却に当たりまして、土地家屋調査士さんをお願いいたしまして土地の値段の鑑定を行いました。鑑定した結果、1平方メートル当たりの金額を出していただきまして、売却価格を内部の審査会で決定したものでございます。

以上でございます。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 これは不動産鑑定士じゃないの。

○木本委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 不動産鑑定士でございます。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 それで不動産鑑定で、例えばこの我々に出された帳簿価額の288万4,200円は、あくまでも簿価だから、売却するんだから、算定基準は公表しないの。売る前に公表しなくてもいいが、決算上、不動産鑑定では幾らと出たんですか。

○木本委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この土地につきましては、一般競争入札による売却を公告して行っておりますので、売却の最低価格、予定価格を1,860万円ということで公表して入札者を募ったというところでございます。

以上です。

○福島委員 そうすると、1,860万円というのは坪幾らになるんですか、これ。

○木本委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

1平方メートル当たりですが、約8,450円になります。

○福島委員 8,400円だというと1,600万円、大体、不動産鑑定と同じ売却価格であるということになるよね。

その算定基準は不動産鑑定だろうが、今後大事なことは、買った人は今度は税金がかかるよね。当然かかるよ、これ役所が持っている土地だから。その査定はどうなるの、売った後。今度は水戸市の資産税課に登録されるわけだよね。そうすると、課税対象になるでしょう。そうすると、売却したと同時に、今度は一般市民のものになるわけだから、当然、固定資産税というものが課税されるわけだよね。その課税標準額というのは出ていないんだ。例えば買った人に、今後あなたは固定資産税が幾らかかりますよというのは公表しないんだ、やっぱり。そうでしょう、売るのは安く売ったけど、税金は高いよといったら、しかしもっと税金が安いかもしれないと。そういうのは分からないで売っちゃうということなのか。

[発言する者あり]

○福島委員 そうすると、あなたは売買したときに、これはいつ売買したんだっけか、令和元年。不動産鑑定の1,800万円という査定価格に対してどう評価したかという形は、当然、書類は見ているよね。そうすると、入札して落札しましたという人に対して、全然そういう課税が税金で幾らになりますよという話はしないんだ。

○木本委員長 栗原経理課長。

○栗原経理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

買われた方に対する課税については、ちょっとその方と話はしておりません。買われた方は不動産業界の方でございまして、土地を整地した後に、その場所は工業用地になっておりますので工業関係の業者さんに売却するという話はうかがっております。

○木本委員長 よろしいですか。

その他ございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、ストックマネジメントが出てきたんですが、これ昨年の令和元年に方針策定ということになっていますが、これは施設、管路を含めての策定なのか。そして、策定したときにおおむねこれからの何年計画で、年間どのぐらいで総額幾らですよと、こういうことが出ているのかどうかちょっと説明してください。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

計画に関しましては、令和元年度に実施方針を策定いたしまして、令和2年度、今年度にあらず5か年の改築の実施計画を今、作成中であります。内容に関しましては、管きよとポンプ場、処理場の施設とごさいますけれども、両方合わせた全体的なストックマネジメントを加味して100年間の長期スパンの計画の中で、優先度を基に計画を策定してごさいます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

今、先ほどの説明では管きよについては66.6キロメートルと、こういうふうな説明がありました。今の説明の中では、今からいろんな老朽管も含めて、施設も含めて対策をしていくと。今年度、2年度から5年間の計画をやりますよと。しかし、将来にわたって100年間見ていくんだと、こういうふうな御説明だったというふうに思うんですが、今、例えば総額が幾らかかって、これを100年間で割るということですか。その中に優先順位をつけるということなのか、向こう何年間のうちにこういう計画を終わらせて、その策定の段階で、どのような策定をしたんだか僕は分かりませんが、5年間の策定をこれから計画していきますよ、将来にわたって100年間ですよという、5年間で終わっちゃうと、あとの95年間残るわけですよ。この辺も含めて、要するに、今、想定されるものを全部見たらば、100年間の割り振りをするんだという考え方がストックマネジメントとなるのか。その辺についてちょっと申し訳ないですけども。

○木本委員長 渡邊所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

基本的には100年間で考えまして、今までは事後保全といたしまして、施設が老朽化して止まってしまう直前で改築をしておりますけれども、ストックマネジメント計画の概念が予防保全的な維持管理ということでごさいます、施設の健全度が下がる前にストックマネジメント計画を策定いたしまして、そのダメージを少なくしながら総合的な改築事業費を落としていくという概念がごさいます。

それで100年間の総資産でそのストックマネジメントをやることによりまして得られる事業の効果の額でありますけれども、現在のところおおむね1,800億円と試算をしております。

以上です。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この真ん中のグラフと一番下のグラフで、先ほど黒木委員もおっしゃっていましたが、年間で10億円から20億円くらい積み上げていくんだよと。一方、山が2つ見えているところを見ると、マックスでも150、160億円くらい、合わせても300億円くらいしかかからないわけだよ。そういう改築をすれば、相当分厚い整備ができるのかなというふうに思うんですが、今から100年の計画を立てても、今年分は100年たっちゃうじゃないですか。この辺の更新というのは、見直しをするんですか。見直しをして標準化していくのか、今後100年もつ管路っていうのはないと思うので、その辺についての考え方を策定の中でどう検討されたのか。

○木本委員長 渡邊所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

当初のストックマネジメントの重要なところといいますのは、管きよといえば幹線とか、それから処理場でいえば処理場の中の揚水機能とか、消毒機能とか、脱水機能とか、その主要な役割がございまして、当初の5年間はその中で重要度が高いところから点検や調査をいたしまして、その施設の状態を定量的に評価していきます。そして、5か年、その次の5か年、また5か年と100年間行うんですけれども、基本的に5か年ごとにその状態をもう一度調査しながらマネジメントしていただきたいというのが国の指針でございまして、それを加味して計画を策定、変更していきます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 じゃ、水道部のほうでやっているアセットマネジメントは、向こう何年間分をならして整備するんだよというやり方なんでしょうけれども、このストックマネジメントの場合には、100年計画は立てるけれども、5年ごとに見直しをして、そしてそれで国の財政支援をいただくと、そういう計画だという理解でよろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○袴塚委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○木本委員長 その他ございませんか。

綿引委員。

○綿引委員 黒木委員の令和元年台風19号による配水管の破損原因の関連について、少し確認とお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、この復旧工事なんですけれども、これはまだ今も継続中ということでよろしいですか。

○木本委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 今の綿引委員の御質問にお答えします。

復旧作業なんですけれども、本管のほうの復旧は完了しております、あとは道路工事に合わせました舗装の本復旧工事を残しているという状況でございます。

○木本委員長 綿引委員。

○綿引委員 そうしますと、資料請求で出ていた2ページの数字というのは、これは令和元年度分、それとも工事完了までにかかった数字、どちらになりますか。

○木本委員長 杉山課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

2番の災害復旧費用についてだと思うんですけれども、この中で④番の配水管災害復旧工事(第504工区)につきましては、今はまだ工事中ということでございまして、これはまた工事完成に合わせました工事内容の変更等がございまして、確定した金額ではございません。

○木本委員長 綿引委員。

○綿引委員 すみません、ありがとうございました。

先ほどのこの質問、答弁のところで、2番の②仮配水管の資材の賃借なんですけれども、新潟からの業者

ということだったんですけれども、資材を借りるだけで800万円近くかかっておりますので、もうちょっと近隣のところでそういう類似したものを借りられるというところはなかったんでしょうか。

○木本委員長 梶山技監兼給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 この近隣の東日本エリアでは、新潟県の明和工業がレンタル管の資材を扱っているということで、ちょっとその近辺では、関西のほうまではちょっとすみません、分かっておりません。

○木本委員長 綿引委員。

○綿引委員 そうすると、東日本ではこの1社ぐらいしかないということですか。はい、分かりました。

そうしますと、これはちょっと意見に関わるようになってしまうんですけれども、入札あるいは見積りをしてこの数字になったのかなと思ったんですけれども、1社しかないということであれば、今後何か起きた場合に、またそこを頼ってというような状況になると思うんです。ただ、水需要というものが下がっていく中で、今後、経費削減にも努めていかなければいけないと思いますし、ある程度そのバックアップの資材、今回はこの550メートルの管ということですけど、何メートル分か、そういうストック、バックアップ用の機材というのは、現在ストックしてはありますか。

○木本委員長 梶山給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 現在は管としてはございません。

○木本委員長 綿引委員。

○綿引委員 はい、分かりました。

今まではそうだったのであれなんでしょうけれども、今後これだけの金額がかかってくる、ましてや東日本には、調べたら分からないですけれども、1社しかないということであれば、ある程度市として保有をしておいて、そういった経費の削減にも努めていくべきかなということをちょっと思いましたので、質問をさせていただきました。

○木本委員長 その他ございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、今の管きよの借り上げ部分、2ページの説明書の中ですけれども、2番の災害復旧に伴い795万3,000円で管を借りたよと。復旧が終わったということで55万円、これを払っているんですけれども、この期間というのは1年なんですか、それとも何年なんですか。

○木本委員長 梶山技監兼給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

2ページの2の③配水管撤去工事、これは崩落した管を撤去するというような工事でございます。撤去をしないと、道路の仮の復旧工事に影響がございますので。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 分かりました。そうすると、この仮配水管の795万3,000円、これは何年借りたんですか。先ほど聞き漏らしちゃってごめんなさい。

○木本委員長 梶山給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの質問にお答えいたします。

1年ということで当初契約してございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 1年かかったんですか、現実の問題として。例えば工期が、この給水区で仮復旧管を1年使っているということはある得ないと思うんです。恐らく数か月で終わっちゃったとすれば、もともとの契約が幾らで、期間を短縮したので幾らで借りたんですよということなのか、それとも1年間の約束で借りちゃったから795万幾らはもう返せねえんだと、減額できねえんだというのか、どういう契約だったんでしょうか。

○木本委員長 梶山給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 今の御質問にお答えいたします。

当初1年ということでお借りいたしました。現在、復旧工事も終わっていますので、仮設管を撤去してございます。もう仮設管は撤去しており、1年間はたっておりませんので、今年度、先日なんですけど、精算しております、この金額まではかかってございません。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ごめんなさい。この契約上、1年間で795万3,000円で借りましたよと。災害復旧は3か月で終わっちゃいましたと。それで12分の3だけ払えばいいという契約なのか、その内容はどんなふうになっていたのか。要は、どう考えてもそんなに復旧って長くかからないわけじゃないですか。仮設を使って、いつまでも1年も2年もやっているというわけないんだから。だから、そうすると、その辺についてどういう契約だったのかということが聞きたいんです。

○木本委員長 梶山給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの御質問にお答えします。

今回、道路の仮設工事が終わらないと配水管の復旧の工事が入っていきませんので、当初レンタル管は1年と見込みました。それでも配水管の復旧は終わってございまして、レンタル管を撤去してレンタル終了ということで精算してございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ごめん、精算したのは分かるんだけど、契約内容が、要するに795万3,000円を払って精算したのか、それとも契約内容がこうだったから500万円になったんですよとか、300万円になったんですよとかということは分からないんですかということを知っているわけ。

○木本委員長 梶山技監兼給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの御質問にお答えします。

当初795万3,000円で契約してございますが、委員がおっしゃるとおり、短くなればその分安くなります。今年度になってからなんですけど、支出としまして約620万円の支出になっております。ただ、これはあくまでも今年度ということですので、次年度の決算のほうで載せていきたいと考えております。

○木本委員長 袴塚委員、よろしいですか。

○袴塚委員 決算でこれだけかかりましたと今日説明を受けているわけですよ。そうすると、来年度はまた安くなるんですよという話になると、今年度やっているこの決算の内容というのが何かちょっと意味不明に

なってしまうんだけど、これについてはどういうふうな処理をされるつもりでしょうか。

○木本委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの仮配管のレンタル料なんですけれども、当初は10月11日までレンタル期間を想定していました、8月末現在で完了ということで、減った金額なんですけれども、約19万円の減額という形で変更しております。元年度の支出額につきましては624万2,500円ということで、来年度への繰越しが171万円ありまして、その171万円の中から約19万円の減額という形で来年度決算として報告させていただくような形でございます。

○木本委員長 よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと綿引委員さんもおっしゃいましたけれども、やっぱりこれからの災害というのは、こういうことが想定されるわけだね。他市の例はよく分かりませんが、ある程度の災害復旧に必要な管きよ、部品、特に老朽化するやつとか、現在あちこちから取り寄せてストックしてある部品なんかいろいろありますよね、老朽管のために。そういう部分も含めて、やっぱりある程度の設備はきちんと保管して、速やかな復旧ができる、そういう体制をぜひ取っていただきたいと要望しておきます。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 今の件は何ページに書いてあるんだっけ。

○木本委員長 2ページです。

○福島委員 2ページの要するに795万3,000円、これが減算して幾ら余ったの、百何万円。例えば、もうあなたが決算書を出して通告をされた質問の答えがこの金額じゃないんでしょうよ。ここに8月末に終わったら幾らで、幾ら余りましたと書いていなければ、この決算書と今日出された資料が違うでしょう。来年だと、これらが余っちゃったらどう処理するのよ。これは決算委員会なんだからね。決算委員会というのは、全て終わりましたよというのが、委員会で出した資料と金額が違って、来年処理しますっていうのは納得いかないから。

委員長、これで暫時休憩して午後からもう一度やって、それまでにもう一回資料をきちんと出してきなよ。この金額が出された費用と来年また違いますよというのでは、これは今日出された資料だからね。質問の通告があつて出された資料の金額と、8月にやって差額が出ましたよというのでは、これは我々議会で認められないよ、決算だもん。これを直してこうなりましたというのを出して、その余った金額は来年度こう処理しますと言わないと、これは決算委員会なんだから駄目だよ。もうここで暫時休憩して、午後でもいいからそれをきちんと資料を出さなきゃ駄目だよ。

○木本委員長 ちょっと執行部、今、福島委員、そして袴塚委員からお話がありましたが、改めて正式な数字を午後に出せますかね、大丈夫ですか。

じゃ、皆さん、今、福島委員と袴塚委員からありました資料請求について改めて午後から執行部に求めるということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 時間もまだありますけれども、じゃ、このまま暫時休憩ということによろしいですか。

[発言する者あり]

○木本委員長 その他ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 大丈夫ですか。

では午後からは、今、出ました資料を頂くのみということで、黒木委員の通告に関する質疑は終わらせていただきます。

暫時休憩させていただきます。

再開は午後1時です。

午前11時39分 休憩

午後 1時 0分 再開

○木本委員長 皆さん、お疲れさまです。休憩前に引き続き、委員会を再開します。

引き続き、黒木委員の通告に関連する質疑を行います。

それでは、先ほどの委員会で請求いたしました資料につきまして執行部から提出を受けておりますので、説明を願います。

伊藤水道部長。

○伊藤上下水道局水道部長 午前中は、袴塚委員、福島委員の質問並びに資料のほうに訂正がございましたので、改めて御説明のほうをさせていただきたいと思えます。

2ページの2番、①、③については変更がございません。②の災害復旧に伴う仮配水管資材賃貸借について御説明いたします。

当初、貸借料としましては、契約額795万3,000円で契約をし、工期については令和元年10月18日から令和2年10月11日までで契約をしたものでございます。

令和元年度の決算につきましては、624万2,500円、期間については令和2年3月31日までの決算月の分となっております。その残りの171万500円を令和2年度に繰り越しまして、その後工期が当初の令和2年10月11日から令和2年8月31日に変更になりまして、精算額として152万750円となったものでございます。この数字については、令和2年度の決算に計上してまいりたいと考えております。

次に、④の配水管災害復旧工事についても御説明します。

工事費については、全体の契約額としましては、4,801万5,000円でした。その決算額としては、前払金として令和元年度に1,700万円決算いたしましたして、翌年度、令和2年度に3,101万5,000円を繰り越しまして、現在施工中となっております。

それぞれ②の部分の参考資料につきましては、お手数ですが、令和2年9月7日に提出をしました水道事業会計決算参考資料ががございます。11ページ、12ページになります。11、12ページの建設改良費の一番下の段になりますが、災害復旧事業費という部分がございます。

〔「部長、どれ」と呼ぶ者あり〕

○伊藤上下水道局水道部長 令和2年9月7日に提出をしました水道事業会計決算参考資料になります。

事前にお配りしたもので、その中に災害復旧事業として計上されているところでございます。最後の④の配水管災害復旧工事の504工区につきましては、決算書⑧になります。

〔「まず、さっきの説明しろよ。災害復旧費の11ページで、ここどこが……」と呼ぶ者あり〕

○伊藤上下水道局水道部長 決算額の欄になりますが、3億1,980万円が補正額の予算でございまして、そのうち決算をいたしました右から4列目の一番下の税込みで8,596万639円の中に含まれてございます。お手数ですが、お手元の水道事業会計決算書⑧を……

〔「だから、これに含まれているから間違いがないんだという意味」と呼ぶ者あり〕

○伊藤上下水道局水道部長 はい。ここに含まれております。

申し訳ございません。お手数ですが水道事業会計……

○福島委員 だから、極端な意味では、間違いねえなら訂正の資料はいんめえ。要は間違いないんでしょ、これの。間違いないんだもの、何で訂正するんだよ、今度、逆を言えば。

○伊藤上下水道局水道部長 災害復旧に係る部分の賃借料の795万3,000円を契約額として午前中の資料に載せましたが、この部分については令和2年度分の決算額も含まれておりますので、令和元年度に実際に払った金額は624万2,500円ということで追加をさせていただいた次第でございます。残りの分は令和2年度の支払い予定になります。

〔「間違っってねえのに、何で624万2,500円になっちゃうの」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 最初の綿引委員さんの質問の中で、決算額が七百九十幾らという、そういう説明が最初あったんだよ。だから、その工期が2年にまたがるということ、それから工期がそんなに短く終わっちゃった場合にどうなんだという質問を私のほうにしたときに、それは数字の中身が違うんだという話で、今の説明が必要になっちゃったの。だから、当初のリース額の決算額が七百九十何万円ですよという説明をしちゃったんだよ、綿引委員のときに。だから、それを聞き直したらば、それは中身が違うんだっていう話になったので、じゃ、ちゃんと説明をしてちょうだいという話になったので、当初の予算から間違いはなかったんだよ、要は。説明がちょっとおかしいんだよ。だから、こういう結果になっちゃったので、今、伊藤部長さんが説明したように、七百九十何万円のうち当年度の決算額は六百何万円、それが今のページに載っていますよと、そういう説明を最初からしてくれればよかったんだけど、そこに七百九十何万円という説明を僕は聞いたので、それはおかしいでしょうということになったので、その辺のミスをちゃんとこれから説明のときには、きちんと整理をしてやってもらわないとまずいですよということ。

○伊藤上下水道局水道部長 大変申し訳ございませんでした。

内訳をちゃんと……

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 ジャ、どの資料も全部間違いでなかったというなら、じゃ、何で出すの。例えば、さっき出された資料は、②の災害復旧に伴う賃貸借料は795万3,000円ですよと。そうでしょう。そうしたら、今、出された資料で、これはあくまで契約額で決算額は624万2,500円ですよと。それで、171万500円を繰り越しますという資料でしょう。じゃ、どう違うのよ。全部正しいということであるならば、これを出す必要はないだろう、そうでしょう。だって数字が違うんだもの。あなたが今やっているのは決算委員会なんだよ。我々が聞いているのは契約金額を聞いているんじゃないよ。決算というのは、全部支払いが終わったやつと前のやつと前のやつが同じだということはないでしょうよ。同じだったら俺が言ったときに言えばいいんだよ。これでいいんですから、間違いはありませんと。そうじゃないでしょうよ。こ

決算において契約金額だの繰越額だの、そういうのは決算書にあるわけないでしょうよ。決算というのは、あくまでも相手方に払ったお金、工事金なら工事金なんだから、そうだろう。それは繰越しが幾らですよという話にはならないわけだよ。じゃ、本年度の予算で来年幾ら繰越しするのとか、幾ら決算するのというのは、その時期にならなきゃ分からない。今やっている決算委員会は、令和元年度でもう払い終わっちゃった金額を説明しているんだろう、違うの。契約金額とかそういうものは、予算のときに説明するなら分かるよ。決算でやるのは、もう支払い済みの金額でしょうよ。残った金額は来年に繰り越しますよなんて、そういう話は決算委員会で普通なの、俺、聞いたことないよ、そんなこと。

だから、あくまでも、あなたが出された資料は、前の資料の795万3,000円というのが金額と違うの。結局は何が言いたいのか、624万2,500円が決算額と書いてある、後に出した資料は。だから、どこをどう直すというのが訂正資料じゃないの。全部正しかったよっていうのならば、出す必要ないべ。それを出してきた資料に契約額、決算額、繰越額なんて、そういうばかな話はないでしょうよ。

例えば、こういうやつは仮設でやるんだから、幾らで契約しますよと。1年間で契約しますよと。しかし、10か月で終わりましたよ、これは当たり前の話だよ。その契約期間で幾ら払って幾ら余ったんだというのが決算委員会の役目だろうよ。繰越額は幾ら払いますよとか、そういう話を聞いているんじゃないよ。決算というのは、あくまでもその仕事が終わって、これに幾らお金がかかりましたよと。それが決算額でしょうよ。

だから、リースだから分かるんだよ。契約額と決算額は違うんだよ。1年やったって、こういう災害復旧は緊急事態でやるんだから、ある程度かかっても契約した金額の範囲内ならばいいわけだ。そして、特に水なんていうのは生命に関わる緊急事態なんだから、これは早急に市民の安心、安全を守らなければならないんだから。ただ、我々に出す資料の決算金額が違うんではおかしいでしょうというんだよ。あくまで1年契約だって仮設だから、10か月で終わるのは当たり前だ。けれども、契約期間内で幾らで払いましたと、これで終わりましたというのが決算委員会の資料でしょうよ。

だから、なぜ議会があるかといったら、1円たりとも間違いは許されないんだよ。払った金と、余った金がありますよじゃないんだから。この工事が幾らかかったかと、幾ら払ったよという話だろうよ。

だから、整理して今出したやつと前のやつが同じだということはないでしょうよ。同じだったら俺が言ったときに言えばいいんだよ。これでいいんですから、間違いはありませんと。そうじゃないでしょうよ。こ

こに出された金額と支払った金額が違うでしょうよ。あんたらが出してきたのは、あくまでも795万3,000円として出してきたんでしょよ。しかし、後から出てきた資料は、624万2,500円でしょうよ。そうしたら決算額は、あくまでも624万2,500円の決算書類でなければ合わないでしょうよ。

私が言っているのは、間違った、間違っていない、ごまかした、ごまかしたんじゃない、そういうことじゃないんだよ。実際に幾ら払って幾らで終わったんだと。要するに、この工事代金は幾らだったんだと。出された資料は違うでしょうということを言っているんだから。簡単でしょう。まして始まって終わっているんだもん。終わったら工事代金幾ら払ったんだと言えばいいんじゃないの。

○木本委員長 伊藤水道部長。

○伊藤上下水道局水道部長 今の福島委員の御質問にお答えします。

午前中に提出しました②番の795万3,000円の部分につきましては、本来、今、令和元年度の決算の中身を審査していただいている状況ですので、この数字ではなく、今回提出をさせていただいた624万2,500円と掲載すべきでしたが、そこを全体的な契約を載せてしまいましたことについておわび申し上げます。

同じく④についても、4,801万5,000円と計上してありましたが、実際に令和元年に支出した金額は前払いの1,700万円でございますので、こちらもこの数字を令和元年度の決算として計上すればよかった話だったんですが、そういった誤解を招くことになりまして大変申し訳ございませんでした。

○木本委員長 よろしいでしょうか。

福島委員。

○福島委員 だから、そうすると、決算の資料上はどう変わってくるの。4,800万円が1,700万円だよということは、それでいいの。

○木本委員長 あれですよ、伊藤部長。決算なんだから、本当は決算額だけ載せればよかったんですけども、執行部は全体額を載せてしまったというその違いですよ。

○伊藤上下水道局水道部長 そうです。

○木本委員長 ということです。だから、本来、決算額のみ記載すればよかったのを、契約の全体の数字を出してしまったということです。

○袴塚委員 親切に全体額を載せちゃったんだよ。だから、その説明がちゃんとされなかったんだよ、その説明をちゃんとすればよかったんだよ。それで結果的にこういったことになったと。だから金は実費払いしかしていないんだから、だからそれでいいんじゃないの。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、この書類は全部そうなの。そうしたら全部決算書がおかしくなっちゃうべよ。

○袴塚委員 決算書はそうなのかということだよ、要は実費払いの分だけ決算書にちゃんと載っていて、説明資料が間違っているのかということ。

○木本委員長 伊藤部長。

○伊藤上下水道局水道部長 それぞれの復旧事業に対する決算額については、今御説明したとおり、それぞ

れ令和元年度に支出したのみの金額を計上してございます。大変申し訳ありませんでした。

○木本委員長 よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 じゃ、以上で黒木委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、後藤委員から発言を願います。

○後藤委員 令和元年度の下水道事業会計決算について3点質問させていただきます。

まず、1点目として地方公営企業法の全部適用及び水道部との組織統合の効果についてお伺いいたします。

下水道事業の全部適用につきましては、水戸市行財政改革プラン2016の前期計画に掲げ、計画どおり昨年の4月から地方公営企業法を全部適用し、それと同時に水道部との組織統合も実施しました。これにより上下水道業管理者の下、水戸市上下水道局として経営の改善に取り組まれているとかがっております。

今年は上下水道局となり令和元年度は初めての決算となります。そこで、下水道事業に地方公営企業法を全部適用し、組織統合をした効果についてお聞かせください。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの後藤委員からの地方公営企業法の全部適用及び水道部との組織統合の効果についての御質問にお答えいたします。

下水道事業は、より一層の経営の健全化を進めるために平成31年4月から地方公営企業法を全部適用いたしました。全部適用の効果としましては、上下水道事業管理者の下、経営の機動性や柔軟性が高まるといえることが挙げられます。通常、全部適用に移行する場合、下水道事業が総務、契約、検査、出納事務を独自に処理することとなり、組織や人員を増やす必要がございますが、水道部と下水道部を組織統合し、上下水道局を設置したことによりまして、水道事業と共通する事務を共同処理するなど、組織を増やすことなく全部適用に移行することができました。

また、下水道工事と水道工事の同時施工により効率的な工事の推進が図られるようになりました。

以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 下水道工事と水道工事の同時施工により効率的に事業を進められると思いますが、そのような工事はどの程度増えたのでしょうか。

○木本委員長 松葉技監兼下水道整備課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

下水道工事において水道管の移設を行わないと工事に着手できない場合などに水道部と協議し、下水道と水道の工事を合わせた合冊工事を令和元年度の組織統合に合わせて実施しております。

令和元年度の合冊工事の実績といたしましては、5件の工事を発注し、効率的に作業を進めることができ、また工期短縮を図っております。

以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 工事期間の短縮としては、どのぐらいの短縮ができたのでしょうか。

○木本委員長 松葉課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

工事期間の短縮につきましては、入札手続が1回で済むことにより、約1か月短縮することができました。今後も効率的、効果的に工事が進められるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 1年目から効果が確認できているということですので、今後も全部適用や組織統合のメリットを存分に生かして、公営企業のより一層の経営の合理化、効率化を進めていただきたいと思います。

次に、2点目として、下水道使用料の収納率についてお伺いいたします。

請求資料の5ページの上の段になります。

下水道使用料は、下水道事業の最も重要な収入であり、収納率は経営の状況を示すとともに、下水道を使った人が使った分だけ使用料を負担するという受益者負担の面においても重要な指標であると思います。そのため、下水道使用料の収納率について資料請求をさせていただきました。

その資料によりますと、令和元年度の収納率は88.4%となっており、前年度に比べて0.1%向上しています。収納率の過去の推移を見ますと、この直近の5年間は順調に上昇しており、職員の皆様の努力の成果であると思います。ただ、水道事業会計の決算の参考資料を見ますと、26ページの水道料金の収納率が記載されておりまして、こちらは令和元年度で95.7%となっております。この水道料金と比べますと、下水道使用料の収納率はかなり低い状況ですが、その理由をお聞かせください。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの後藤委員からの収納率に関しましての御質問にお答えいたします。

請求資料の5ページを御覧願います。

上段の表が下水道使用料の収納状況の過去5年間の推移を記載したものになります。

令和元年度の収納状況は、現年度、過年度分の調定額の合計が39億8,970万2,398円、収入済額が35億2,590万9,184円となっております。収納率が88.4%でございまして、過去5年間を見ますと、収納率は増加し続けている状況にはなっております。

また、委員御指摘の下水道使用料と水道料金の収納率の違いにつきましては、下水道使用料の3月調定分は翌月の4月に収納されておりまして、年度内の収入とならないために生ずるものでありまして、この1か月分の収入が現年度の収納率に反映されず、水道料金と比較して収納率が低く表されております。

具体的に申しますと、下水道使用料は水道部に依頼しまして、水道料金と併せて徴収されております。徴収された金額は一旦水道事業会計にその全額が収入されまして、水道料金と下水道使用料に振り分けられた後に下水道事業会計に入金されます。この事務処理に日数を要するために、隔月に調定した下水道使用料を下水道事業会計で収入するのは翌月となっている状況です。仮に3月調定分を年度内の収入とした場合には、令和元年度の下水道使用料の収納率は95.4%となりまして、水道料金に近い値となります。

説明は以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 水道事業会計から下水道事業会計にお金を移すという関係で3月分が遅れてしまうということですが、遅れて入ってくる分を加えた収入率は95.4%ということで、水道料金と同じ程度になるということですね。遅れた分を含めた場合、収納率は毎年向上してきているのでしょうか。

○木本委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

3月調定分を年度内の収入とした場合は、過去5年間の推移を換算した値で申しますと、平成27年度が94.6%、28年度が95.0%、29年度が95.2%、30年度が95.3%、そして令和元年度が95.4%となりますので、平均で0.2%の上昇を続けてございます。

以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 遅れた分を含めた場合も毎年しっかりと向上していることが分かりましたが、収納率を向上させるためにどのような取組を行っているのかお聞かせください。

○木本委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

収納率の向上への取組といたしましては、徴収業務を担当する水道部において給水停止の早期対応や継続的な文書催告、現地訪問を行っていただいているほか、下水道部におきましても所在不明などの理由で徴収困難となったものに対し、居どころを追加調査した上で文書催告などを行っております。令和元年度におきましては、37件の文書催告を行っているところでございます。

下水道使用料につきましては、下水道事業経営上、基幹的な財源でございますので、今後におきましても収納率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 下水道使用料は下水道事業の最も重要な収入でありますので、引き続き収納率の向上に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、3点目として下水道普及率と整備の状況についてお伺いいたします。

資料請求5ページの下段のところになります。

下水道普及率は、下水道の整備の状況を示す指標であると思っておりますが、こちらについても資料請求をさせていただきました。その資料によると、令和元年度の普及率は79.2%となっており、前年度よりも0.4%向上しています。

まず、下水道普及率の計算方法について御説明をお願いいたします。

○木本委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

請求資料5ページの下水道普及率、水洗化率、整備率の推移について御覧願います。

普及率につきましては、人口に対してどれくらいの人が下水道を使えるようになったかの割合を示しております。令和元年度末の水戸市の住民基本台帳人口が27万1,164人、また下水道の処理区域内人口

が21万4,768人でございます。処理区域内人口を住民基本台帳人口で割りますと、普及率は79.2%となっております。

以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 水戸市全体の中で下水道が整備された地区に住んでいる方が79.2%ほどいらっしゃるということで、これは全国的に見て多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

○木本委員長 松葉課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和元年度末の下水道普及率の全国平均でございますけれども、79.7%でございます。水戸市の状況としましては、先ほど79.2%という状況でありますので、ほぼ全国並みの普及率となっております。

以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 水戸市の下水道は、全国平均レベルまで整備が進んでいるということで、着実に整備を進めていることが分かりますが、この全国平均というのも年々上昇しているのでしょうか。

○木本委員長 松葉課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

一昨年度の全国平均につきましては、79.3%でございます。ですので、全国平均のほうも0.4%の上昇となっております。

また、水戸市の普及率につきましても、一昨年の78.8%から79.2%と全国と同じ水準で上昇しているという状況でございますことから、全国並みの推移で整備を進めている状況でございます。

以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 令和元年度以降の下水道事業を推進していかないと全国平均を維持することはできないと思いますが、令和元年度はどの地区を整備したのでしょうか。

○木本委員長 松葉課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

令和元年度は、市街化区域に近接する市街化調整区域を整備しておりまして、主な地区につきましては、河和田町から大塚町周辺、また渡里町、あと平須町から酒門町、浜田町周辺、そして内原地区などです。箇所数で言うと約25か所ほどの範囲を整備している状況でございます。

以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 東京オリンピックの影響などにより、人手や建設資材が不足しているというお話も聞きましたが、労務単価や資材単価なども上昇しているのでしょうか。

○木本委員長 松葉課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

人件費、材料費ともに上昇傾向にありまして、5年ほどで約20%以上の工事費の上昇となっております。原因といたしましては、委員御指摘のとおり、オリンピックの影響もございます。また、近年、若手技術者の担い手が不足しておりまして、人材不足が深刻な状況もありますので、その影響も価格上昇につながっていると思われます。そのような原因によりまして多額の工事費用を要することとなりますが、今後も引き続き普及率の向上に努めていくため、経済的な工事発注となるよう設計、検討を重ねながら、コスト削減に努めた整備を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 そのような単価の上昇がある中で、工事費が上昇してしまうということを考えますと、今後も普及率を向上させていくためにはその事業費を支える財源の確保が公営企業としての課題になると思います。そのためにも先ほどの下水道使用料の収納率向上などにしっかりと取り組んでいただき、公営企業として経営の基盤をしっかりと強化しながら着実に事業を推進していただきたいと思っております。

私からの質問は以上です。

○木本委員長 それでは、後藤委員の通告に関連する質疑があれば発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、ありがとうございました。

今ちょっとお聞きしていて、2点、3点。

まず、合冊で5件が協調して工事ができて、効果が上がったと、こういう説明がありました。埋め戻しとかそういう部分については、恐らく一括でできちゃうので、そこはかなり効果が上がったのかなと思うんですが、金額的にどのぐらいの工事ですか。どのぐらい節約できたのかというのは分かりますか、突然ですみません。

○木本委員長 松葉課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

合冊すれば工事そのものの母体が大きくなるもので、諸経費もそれなりに安くなるんですけども、どちらかというと金額的な影響というのは、あまりないという状況でございます。というのは、土木工事につきましては、積算諸経費というのが国土交通省の土木の歩掛を採用しております。水道のほうにつきましては、厚生労働省の諸経費率を参照しております。ですので、諸経費についてのメリットというのはあまりなくて、全体的な事業費の削減というのはほとんどない状況かなと思われまして。

以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 だって、掘削と埋め戻しは、別々にやれば砂もかかるし、労務費もかかるじゃん。そこは、一回で済むわけだよ。そうすると、費用対効果としては——何か金額的には今ほど労務単価が高くなっているとか、残土埋め戻しも山砂を使わなくちゃならないとかいろいろあるから、そうすると、かなりそこは安くなってもよさそうなのかなという気はしているんですが、それを包含するぐらい人件費とか資材関係費が上がっちゃったということなんですかね。それぞれの歩掛が違うというのはよく分かるんだけど、

けれども、要するに協調してやった5件というのは、1回の工事では穴掘りは1回で済んだんだよね。埋め戻しも1回で済んだのか、そうじゃないの。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 そうじゃないの。別々にやっているの。だって、そうしたら仕事の効果というのは、企業会計が一緒になって全部まとめてやるよっていう、工事をやるときには、ここを年度更新でやるから、水道部もどうと言って、じゃ一緒にやろうねっていうことで効果が上がるということではないの。

〔「ちょっと関連でいい」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 地方公営企業法というので一緒になったんだから、例えば今まで水道管を埋設しますよ、それとも老朽管、鉛管、そういうものを撤去して新しいのを埋めますよと。そこに、例えば下水道を今度は入れますよという場合は、1回、水道部で水道管の鉛管や何かを埋め戻してやった。終わった後に、また下水道を掘るんだよ。だから、住民から苦情が多いし、公営企業になったということは、1つの道路の中で掘削するのも1回ですよと。埋め戻しも1回ですよと。極端なことを言えば、今まで現場監督が下水道の監督と水道企業のほうの監督と2人いて、それで埋め戻しの、例えば掘削の費用、埋め戻しの費用、その中で砕石ですよ、砂利ですよ、土ですよというのを設計しているわけだ。

だから、公営企業になったんだから、例えば1つの道路のところ下水道を太くしますよと。そうすると、昔の老朽管は取り替えますよと。そこに水道管も入ってますよと。水道も古いから新しくしましょうという工事の場合、企業局だから両方で一体となって現場を検討会や何かプロジェクトを組んでやらないの。今も別々にやっているの。

そうじゃないでしょうよ。企業局で例えば3・3・1号線のところがありましたよと。そこで今度水道管のパイプを太くしますよとか、そこに水道の老朽管があるから下水道を入れますよと。じゃ、下水道工事をやろうと思ったら水道管があるから、これを一緒にやっちゃいましょうと。そういう企業局としての一体の工程会議というのは、下水道計画、水道計画、それを一緒になって全体計画をやらないの。例えば今年やろうと思ったら、水道が来年あるから、じゃ1年遅らせて一緒にやりましょうと。そうすると、掘削するのも1回ですよと。埋め戻しも1回ですよと。現場監督も2人や3人、5人要るのが、2人で済みますよと。そうやって経営改善というのは図っていくんじゃないの。そういうのは、今も別々にやっているの。それはどうなっているの。

○木本委員長 松葉課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

水道工事と下水道工事の来年度以降の工事の計画につきましては、まず下水道工事につきましても、まず年次的に面整備も進めてはおるんですけれども、設計委託を出した時点で、当然、水道管とかほかの地下埋設物が当たらない位置に下水道を計画するのがまず大原則だと思います。その中でも、下水道は自然勾配で計画するものですから、どうしても占用物が支障になる場合に関しまして、特に水道のほうに協議をさせていただいて移設をするというのを、来年度以降の工事のときは、この部分が移設をお願いするようになりますという形で事業調整のほうはいたしております。

○福島委員 だから、極端なことを言えば、その第何号線に水道管の事業計画と同じ路線に下水道の事業計画と、そういうのはばらばらにやっても両方で調整会議というのはないの。例えば下水道1個やるにしてもだよ、そこら辺に中に埋設管が、水道管か、ガスパ管か、その他排水溝とか、いろいろあるわけですよ。それを全部委託して埋設管調査をやるでしょう。そのときに水道の事業計画と下水道事業計画というのはばらばらでやっているの。さっきの話じゃそういうことになるんだよ。というのは、1つの道路のところ下水道を入れますよと。そうすると当然そこに埋設管があるわけだ。これは水道管だろうがガスパ管だろうが、昔の下水道の老朽管だろうが、そういうのを調査するとき、どっちの費用でやるかと。掘削した場合の埋め戻しはどちらの費用かと。じゃ、現場監督がどちらで立ち会うかと。すると、両方立ち会ったりなんか同じことを今までやっているの。そうじゃないでしょう。事業計画とか年次計画というのは、両方で立てて、調整会議というのを別でやると違うの。そんなの全然やっていないの。そういうものをやらなければ、企業局にした意味はないよね。そうでしょう。じゃ、掘削するのは下水道でやるなら、埋め戻しは水道部の費用でやるよと。これを両方で調整しようとか、そういうことはできないの、一切。

○木本委員長 松葉課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

調整会議と申しますか、次年度以降の下水道計画、また水道の老朽管が入っている状況の中で、下水道を掘ることによって水道管の更新とか工事ができるものにつきましては、同時施工で合冊工事なり移設工事なりで対応して、その前段の打合せというのはやっております。

○福島委員 そうしたら、企業局になって新たな戦略会議じゃないけれども、各幹線道路に対しての工事の工程表というものをお互いを作るでしょう。そういう場合には、両方で会議をやるということはないの。

○木本委員長 とりあえず次年度以降はやっていくということなんですけれども、多分、聞いているのは……

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の話を聞いていて、こういうことかなと思ったの。令和元年度は合併初年度、企業会計になって初年度。したがって、そういう会議とかなんかの場を持つ前に、前もってもう工事が設定されていたので、今年度の令和元年度の工事にはなかなかそれが反映できなくて、費用対効果が数字的には出てないよと。今の説明だと、今年度も含めて令和2年度以降の決算には、今、福島委員がおっしゃったような水道部と下水道部が連携して、そして工事計画を立てるので、そこではある程度の効果が出てくるんだとそういうふうな説明の仕方という解釈でいいの。それとも、今後とも今年と同じように、数字的にはあまり期待ができないような数字になっちゃうよという説明なんですか。

○木本委員長 松葉課長。

○松葉下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

経費の面につきましては、どうしても、先ほどもお話ししましたけれども、ばらばらの状況なので、工事費の削減というのはなかなか正直厳しいところはございます。ただ全体的なメリットといたしましては、下水道工事は発注後に移設工事をお願いする場合は、そこでまず水道部のほうでの入札期間があるので、下水工事を契約した後に、また水道の工事の契約をするのに1か月ほど時間がかかってしまうんですね。それが

今まで、現在もやっているやり方であると。それプラス、組織統合になったものですから、そういうことではなくて同時に発注しましょうという形の工事を昨年度5本実施させていただいておまして、それについては金額というよりも、むしろ工期のほうが、業者さんが1か月水道工事の移設を待たなくても、下水の工事を発注すれば、すぐに水道の移設の工事に着工できるということで、業者さんのほうも施工計画が非常に立てやすいということで、そのような工期的なメリットのほうがどちらかというと強いという状況でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 工期的ないわゆる工事短縮、そういった効果も大事なんですけど、企業として考えると数字がよくなるということがやっぱり企業メリットにつながるというふうに思うんですね。したがって、今後まず水道部と重なるような場所の工事等については、やっぱり埋設管、下水管の埋設、水道管の埋設、これが同時進行。そして、業者も管工事と土木工事を持っているところだったらできないわけでもないんで、そういうふうな発注方法をやっぱり改善していくということもせっかく企業体になった一つの大きなメリットだと思うので、そういうふうな方向も考えていただければいいのかなというふうに思います。

次に、賄い率というのが昔あって、水処理するのに下水の1立方メートル当たり幾らかかるよと。それを賦課金として幾ら集めていますよと。それが賄い率。要するに、かかる費用に対して集めている金額が50%なのか70%なのかということなんですけど、去年の令和元年度の実績としてどのぐらいを目標におやりになってきていたのか、もしくは料金改正前にやったので、その目標を今追従しているのか。その辺についてちょっと伺います。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの袴塚委員からの賄い率、経費回収率と申しておりますが、御質問にお答えいたします。

経費回収率とは、使用料で賄うべき経費に対する使用料収入の割合を示すものでございまして、総務省の指導がありまして平成29年度から算出方法の見直しがございまして、令和元年度決算におきましては、総務省の基準で算出いたしますと100.03%という値になってございます。

以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、かかる費用より集めている金のほうが多いということ。これまで下水道の委員会とかそういうので確認している段階では、公営企業の話が出たときに70%を超えれば企業化するよみたいな話で進んできたような気がしているんですけど、賄い率が100%を超えているんですか。

あと、基準がどう変わったんだか。要するに設備投資は入れないんだとか、そういうことなのか。どの辺が緩和されてそんなに賄い率が急に高くなったのか、ちょっと教えていただければ。

○木本委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

確かに委員御指摘のとおり、以前は、平成34年度、今で言うところの令和4年度には経費回収率70%ということを目標に掲げてはおりましたが、平成29年度決算におきまして、総務省からの指導により算出

方法の見直しがなされまして、そちらで計算いたしますと100%を超えるというような算出方法になってございます。こちらにつきましては基準内繰入金の算出方法の見直しがございまして、繰入金の中でも基準内経費が多くなるような見直しがありまして、その結果、一般会計で負担すべき経費が増加したということで、その分、経費回収率が上昇したというような経緯になってございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、一般会計の繰入金の、今、百何%ということになると、今後これ普及率が上がっていけば、いわゆる営業的に考えれば差益が増えるよね、一般会計からある程度、定額を入れているわけだから。そうすると、一般会計からの持ち出しというのは、今後、減少傾向に行くというようなことでよろしいんですか。

○木本委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの袴塚委員からの御質問にお答えします。

一般会計からの繰入金につきましては、かつての平成18年度からの集中投資期間のときの起債がかなり大きな額を占めておりまして、そちらの返済が徐々に減少していくことから、そのような影響もありまして、一般会計繰入金につきましては、今後、減少していく見込みでございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 最後にしますけれども、先ほど、ごめんなさい、忘れてしまったんだけど、プール方式というのがありましたよね、150億円ぐらいかかるやつが年間20億円か10億円で推移するよという。その部分も入って百何%。その費用も見込んで百何%という考え方ですか。それは別枠ですか。

〔「ストックマネジメント」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 スtockマネジメント、ごめんなさい。

○木本委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ストックマネジメント計画につきましては令和3年度から執行していくこととなりますが、そういった経費も含めまして、経費回収率のほうは100%前後ということになるかと思えます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

いずれにしても賄い率の計算方法が変わったということがあったわけですが、現実の問題として、やっぱり一般会計からの繰入れ、これについては企業である以上、極力ゼロに近く、ゼロが当たり前と、こういうふうなことだというふうに思うんです。したがって、計算方法は変わっても、前の計算の方法を取りながらも、やっぱり繰入金の額というのは、年々できるだけ営業努力、企業努力をしていただいてゼロに近づけていただくように努力していただきたいなと、このように思います。

以上です。

○木本委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 以上で後藤委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、次回の委員会は、明日午前10時から開会したいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時55分 散会